

日南市測量業務に係る指名競争入札参加資格の審査及び等級区分に関する要領

(目的)

第1条 日南市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成21年日南市告示第28号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づく測量業務に係る資格の審査及び等級区分は、この要領に定めるところによる。

(審査基準日)

第2条 等級区分の審査基準日は、要綱第4条に規定する登載基準年（平成21年から起算して2年を経過したごとの年をいう。以下同じ。）の前年の12月31日現在とし、新たな格付日は登載基準年の4月1日とする。

(審査対象業者)

第3条 格付の対象となる測量業者は、要綱第5条第1項の規定により、指名競争入札参加資格者名簿に登載された市内に本店を有する測量業者とする。

(格付の方法)

第4条 格付の方法は、別表第1の項目に該当する事実がある場合には、各項目に定める点数を算定した総合点数によるものとする。

2 前項の評価を行うため、別表第2に記載してある資料を求めることとする。

(等級区分の基準)

第5条 等級は、総合点数に応じ、A等級、B等級の2段階とし、総合点数を総合的に勘案して等級を区分するものとする。

(企業継続の特例)

第6条 格付された測量業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であって市長が適当と認めたものについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の測量業者とみなす。

- (1) 法人で組織の変更、合併吸収又は測量業に係わる営業を分離独立して設立した者
- (2) 個人業者で、法人を設立し、その代表者となった者
- (3) 個人業者の配偶者又は子等で、個人業者の死亡により測量業を引き継いだ者

(等級区分審査の申請)

第7条 等級区分審査を受けようとする業者は、登載基準年の募集期間までに等級区分審査申請書を市長に提出しなければならない。また、新規申請者にあつては、新たな格付日以降随時に提出することができるものとする。

2 等級区分の審査は、2年に1回定期に行うものとし、随時に受け付けた申請に係るものにあつては、受け付けた月の翌月末日までに審査を行い、審査後の翌月から等級に区分するものとする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

附 則（平成 25 年 7 月 22 日告示第 87 号）

この要領は、平成 25 年 7 月 22 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日告示第 24 号）

この要領は、公表の日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 14 日告示第 85 号）

この要領は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

項 目	内 容	点数
1 市測量業務に係る完了実績高 (過去 2 か年における測量業務の年間完了実績高を合算して得た額を 2 で除した額とする。)	3,000 万円以上	45 点
	3,000 万円未満 2,000 万円以上	40 点
	2,000 万円未満 1,300 万円以上	35 点
	1,300 万円未満 500 万円以上	30 点
	500 万円未満 200 万円以上	25 点
	200 万円未満	20 点
2 技術者数 (雇用期間 6 か月以上の者を対象とする。)	測量士	1 人当り 5 点
	測量士補	1 人当り 2 点
	※注 1 技術者の点数は最大 50 点とする。	
3 指名停止の期間	指名停止措置の合計月数に応じて減点	合計月数× －10 点
4 I S O の取得	(1) 9000 シリーズ	10 点
	(2) 14000 シリーズ	10 点
5 障がい者の雇用状況	・雇用義務のある業者(30 時間以上の常時雇用者が 50 人以上)が法定雇用率を満たしていない場合 ・雇用義務のある業者で、法定雇用率を超える障がい者を雇用している場合 ・雇用義務のない業者が障がい者を 1 名以上雇用している場合	－10 点 1 人当り 10 点 (最大 20 点)
6 更生保護の協力雇用主	(1) 協力雇用主への登録	5 点
	(2) 保護観察対象者等を雇用した場合(過去 2 か年間)	1 人当り 5 点 (最大 15 点)
7 信頼度	・業界、団体等への加入	10 点
8 表彰歴	法人が業務に関する表彰、社会貢献に関する表彰を国、県、市及び公益団体から受けた場合	1 件当り 5 点 (最大 10 点)
9 地域貢献度	(1) 日南市との災害時の応援協定締結	(1) 5 点
	(2) 緊急対応を目的とした活動等 ・消防団員を雇用している場合	(2) 10 点 (最大 10 点) 1 名につき 2 点
	(3) 国、県、市及び公益団体が主催する地域貢献活動への参加	(3) 1 回につき 2 点(最大 10 点)

	(4) 測量業団体主催活動、自社で独自に実施した地域貢献活動	(4) 1 回につき 2 点(最大10点)
--	--------------------------------	--------------------------

別表第 2（第 4 条関係）

項目	提出を求める資料
1 技術者数	各資格を証明する資料及び次の①又は②のいずれかの資料 ① 法人又は従業員 5 人以上の個人事務所 健康保険被保険者証の写し ② 従業員 4 人以下の個人事務所 源泉徴収票の写し
2 I S O の取得	I S O の登録証の写し
3 障がい者の雇用状況	障がい者の雇用を証明するもの
4 更生保護の協力雇用主	協力雇用主への登録及び保護観察対象者等を雇用した証明するもの
5 表彰歴	表彰状の写し
6 地域貢献度	指名競争入札参加資格等審査申請にかかる指定様式及び内容が確認できる資料（主催団体の証明、写真、新聞記事等）